

一般廃棄物処理基本計画（案）
【概要版】

1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

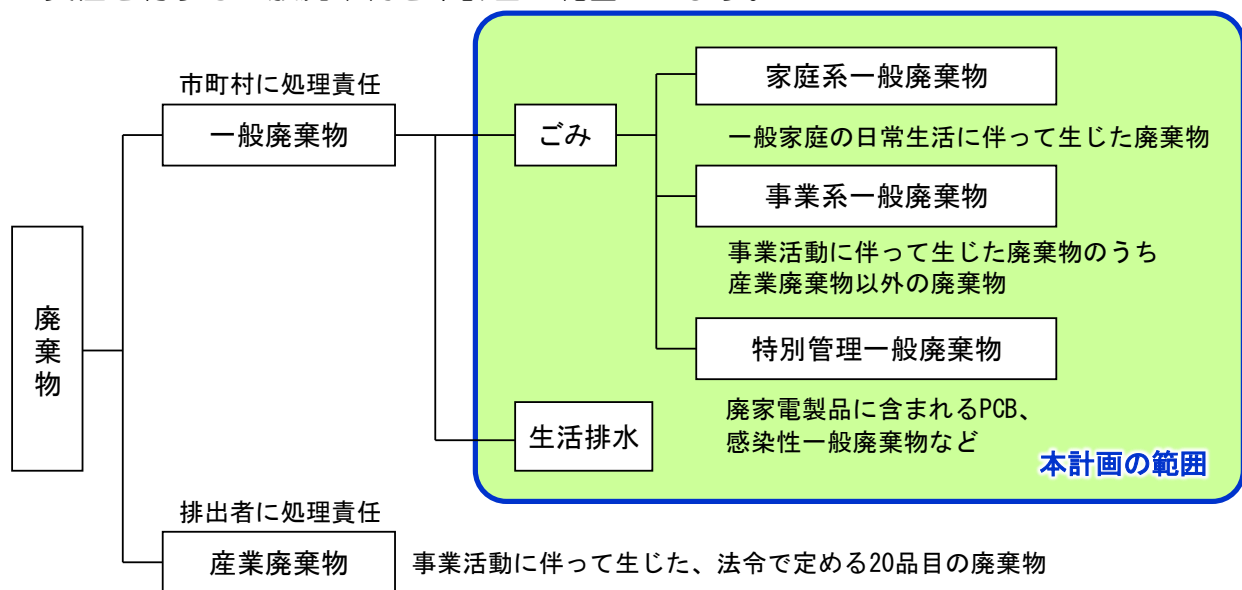
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により策定する計画で、長期的な視点に立ち「ごみの減量・資源化・適正処理」や「生活排水対策」等の施策を推進するための計画です。

平成19年3月に現計画を策定しました。名古屋市にごみ処理を委託することになった平成22年3月に内容を一部改正し、この10年余りの間にごみ処理環境は大きく変化し、関係法令である家電リサイクル法や食品ロス削減推進法の施行や、廃プラスチック問題など新たなごみ処理の対応が迫られています。

また、将来的には人口減少・少子高齢化によりごみの排出量減少やごみ質の変動も想定され、令和2年7月には名古屋市北名古屋工場が供用開始となることから、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定いたします。

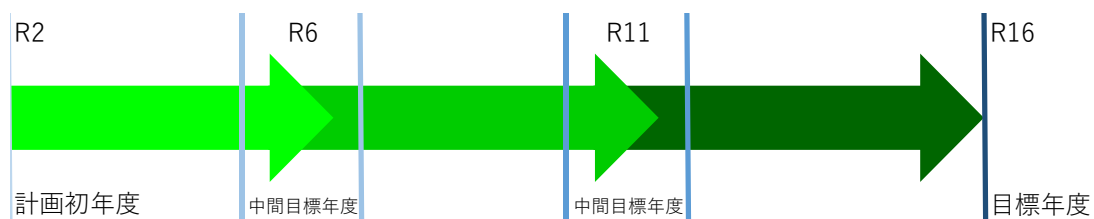
2 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



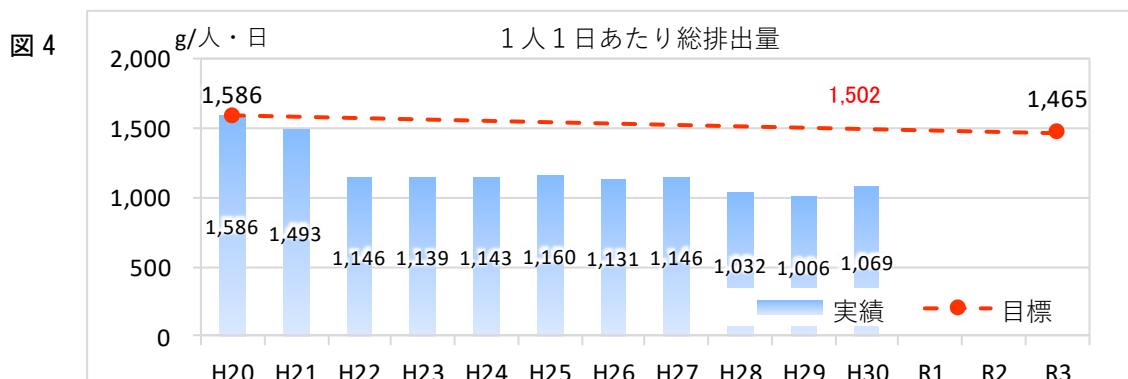
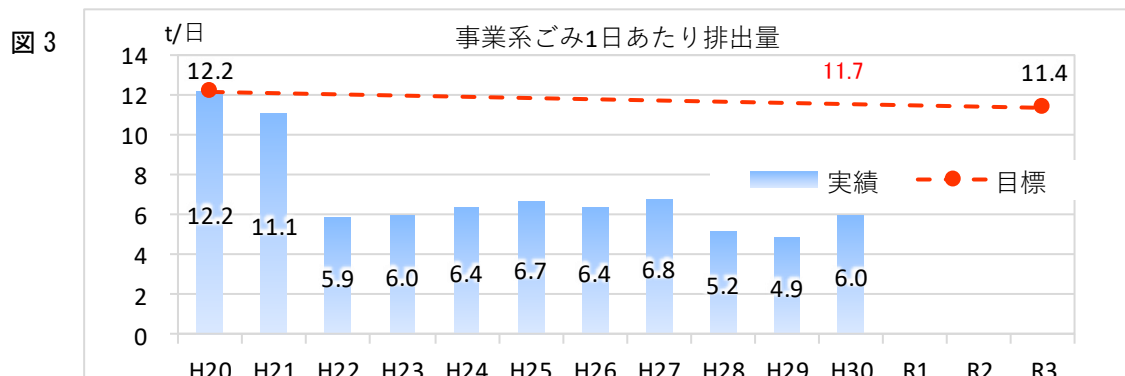
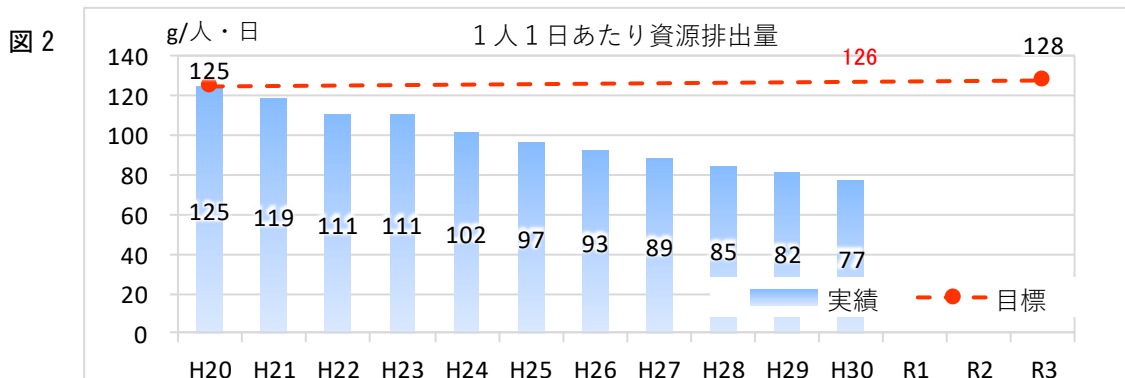
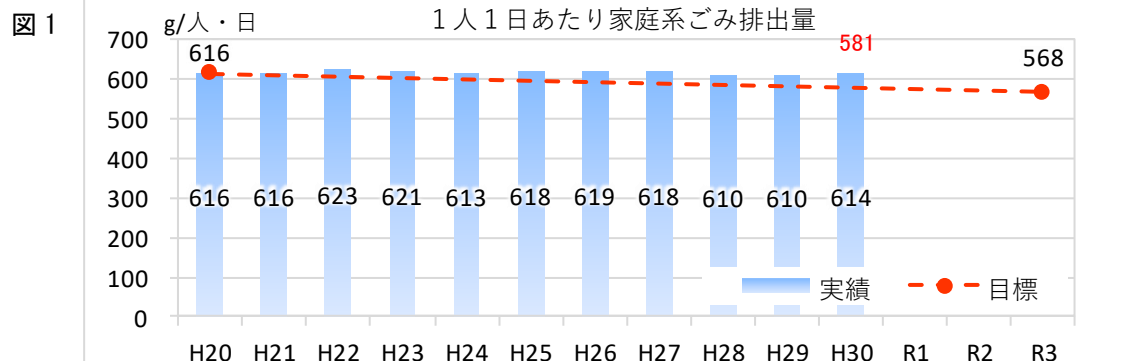
3 新計画の期間

計画の期間は、令和2年度を計画初年度とし、令和16年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。



4 現計画の現状

現計画において、1人1日あたり家庭系ごみ排出量（図1）、1人1日あたり資源排出量（図2）、事業系ごみ1日あたり排出量（図3）、1人1日あたり総排出量（図4）の目標値を設定しました。



5 新計画の施策の方向性（アンケート結果などから）

- ・資源を分別しやすく、出しやすい環境を整えることで、可燃ごみを削減します。
- ・多量排出事業者に対する指導を行います。
- ・不法投棄やポイ捨てへの対策を強化します。
- ・ごみ出し困難者に対するサポートの調査を行います。

6 基本方針



本計画では、**リフューズ**、**リデュース**、**リユース**の3Rに重点を置き、最も効率よく天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減し循環型社会の構築を目指します。

4Rの取り組み

- ①不要なものはもらわない・つぐらない（発生抑制：リフューズ）
- ②できる限り廃棄物を出さない。（発生抑制：リデュース）
- ③同じ形状のまま再利用する。（再使用：リユース）
- ④物質として再資源化し、再生品を優先利用する。（再生利用：リサイクル）
- ⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。（適正処理）

7 数値目標

国の目標値の削減率を準拠して目標を設定しました。

項目	現状 平成30年度	目標 令和16年度	削減率
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	614 g	540g	△12%
1日あたり 事業系ごみ排出量	6.0t	5.0t	△16.7%

8 目標達成のための施策

基本施策	基本施策に基づく具体的な施策
①ごみの発生抑制	・食品ロス削減 ・多量排出事業者への減量・資源化指導 ・家庭ごみの適正な手数料負担の検討 ・集団回収の支援
②広報・啓発	・広報ツールの充実 ・町民参加型のイベントへの支援・協力 ・ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発 ・環境学習の推進 ・事業者に対しての広報啓発・指導
③適正処理の推進	・町民・事業者・行政の協働 ・資源回収の充実 ・不法投棄等の対策強化 ・ごみ出し困難者へのサポートの調査

9 生活排水処理基本計画

① 基本理念

水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、さらには、淡水魚など多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

② 計画の目標

項 目	現状 平成 30 年度	目標 令和 16 年度
生活排水処理率	81.2%	100%

③ 主な施策

水質保全に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していきます。

公共下水道の推進

公共下水道による水洗化率の向上

合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽への転換

浄化槽の適正な維持管理

し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

10 スケジュール

- ・ 2月20日 廃棄物減量等推進審議会で審議（一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画）
- ・ 3月中旬 計画策定（一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画）